

第四〇回

参第一四号

炭鉱労働者遺族補償特例法（案）

（定義）

第一条 この法律において「炭鉱労働者」とは、炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）第二条第一項に規定する炭鉱労働者をいう。

（労働基準法の特例）

第二条 使用者が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定により行なう炭鉱労働者に係る遺族補償の額は、同法第七十九条の規定にかかわらず、平均賃金の千三百四十日分とする。

（労働者災害補償保険法の特例）

第三条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定により行なわれる炭鉱労働者に係る遺族補償費の額は、同法第十二条第一項第四号の規定にかかわらず、平均賃金の千三百四十日分とし、同法の規定により行なわれる炭鉱労働者に係る遺族給付の内容は、同法第十二条の五第一項の規定にかかわらず、長期傷病者補償の開始後の経過期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるものとする。

区 分	給 付 の 内 容
長期傷病者補償の開始後一年以内に死亡した場合	平均賃金の一三四〇日分
同 一年をこえ二年以内に死亡した場合	同一一四〇日分
同 二年をこえ三年以内に死亡した場合	同九二五日分
同 三年をこえ四年以内に死亡した場合	同七一〇日分
同 四年をこえ五年以内に死亡した場合	同四八三日分
同 五年をこえ六年以内に死亡した場合	同二四二日分
同 六年を経過した後に死亡した場合	同一八八日分

（平均賃金の特例）

第四条 炭鉱労働者の平均賃金が七百四十七円に満たないときは、前二条の規定の適用について、平均賃金は七百四十七円とする。

（適用除外）

第五条 前三条の規定は、じん肺の予防、健康管理及び災害補償等に関する法律（昭和三十五年法律第三十号）第二章の二の規定により災害補償を受けることができる炭鉱労働者の遺族については、適用しない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

（労働省設置法の一部改正）

第二条 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十一号中「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）」の下に「、炭鉱労働者遺族補償特例法（昭和三十七年法律第 号）」を加え、同条第二項中「及び労働福祉事業団法」を「、炭鉱労働者遺族補償特例法及び労働福祉事業団法」に改める。

理 由

炭鉱労働者の遺族補償の実情にかんがみ、その補償の額を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約一億七千万円の見込みである。